

やうな顯著な地物に近接するは危険である。夫れは却つて敵の注意を引くからである。

(例一の過通地坦平)



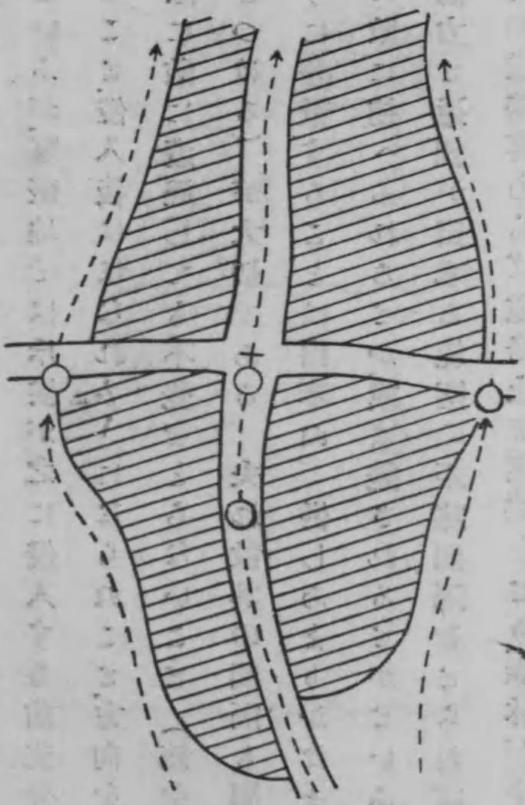
距離間隔は二三十米より四五十米尙それり大なることあり

(2) 村落や森林の通過 森林や村落の如き見透のつかぬ地形を蔭蔽

地といふが蔭蔽地では斥候が之に侵入する前充分に縁端を視察すること、侵入後ははなれへにならぬこと、方向を誤らないこと、不意に敵に遭遇しても不覺をとらないこと（銃を持つときは銃剣をつける）が大切である。夫れ故其の間隔も開轄地に於けるやうに分散することは出来ぬ。併しあまりかたまつて斥候が同時に敵に捕へられるとか、或は斃されるところかといふ事のないやうに協力と通視が出来る範圍の距離間隔をとらねばならぬ。又森林内の道路等あらば道絡上で連路をとり、森林が小さいときは其の森林外を視るに便なるやうに前進せねばならぬ。村落内は出来るだけ通過せず、村落外を通過するを可とするが、併

し村落を通過せねばならない場合もある。此の場合には圖のやうにすべきである。

(進前の落部き長細)

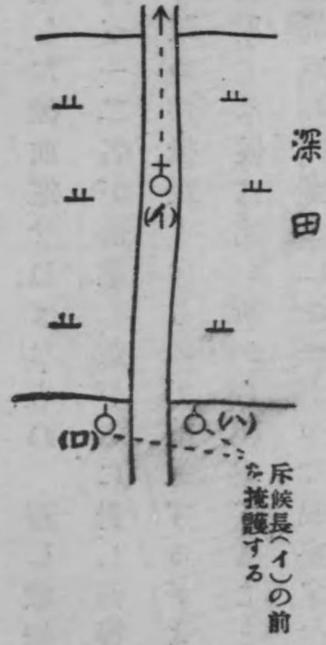


蔭蔽地から開濶地に出るときは餘程用心して一旦縁端でよく前方を視察した後前進せねばならぬ。若し敵情があやしいと見たならば先づ一二名が前進し敵が之に對し何等の動作をせぬといふことを確めた後残りのものが前進するがよろしい。

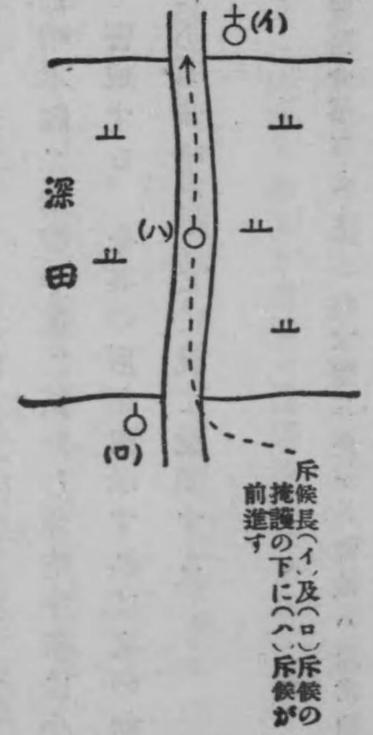
(3) 高地の利用 斥候は高い所から視察することが大切である。夫れ故高い所があれば之にかけ上つて視察すべきである。併し高地は敵も亦目をつけて居るから之に上るときには一番の絶頂にのつこり姿を表はすやうなことは避けねばならぬ。まづ絶頂より少し手前で止まり姿勢を低くして展望するのである。又高地の絶頂を越えて前進するやうなことは避けねばならぬ。

〔隘路の通過〕 兩側が通過することの出来ない例へば水田中の

道路とか、兩側のけはしい山中を通ずる道路等の如きを隘路といふが、斥候が隘路を通過する場合には一所に前進するは危険である。一名づゝ交互に前進し、第一に前進する者の爲には後のものが之を掩護し、前岸に到着したならば、次のものが先の者の掩護の下に更に前進するといふやうにするのである。



斥候長(イ)の前を掩護する



斥候長(イ)及(ロ)斥候の掩護の下に(ハ)斥候が前進す

(ロ) 歩 哨

軍隊が一地に宿營し、敵に對する警戒を必要とする場合には前哨を設くるものであることは、既に述べたる通りである。而して前哨は之を前哨本隊と前哨中隊に區分し、前哨中隊は小哨を、小哨は歩哨を出して警戒する。今其の形を圖示すれば次の如くである。以下最前線にある歩哨のことに就て説明する。

(参照)

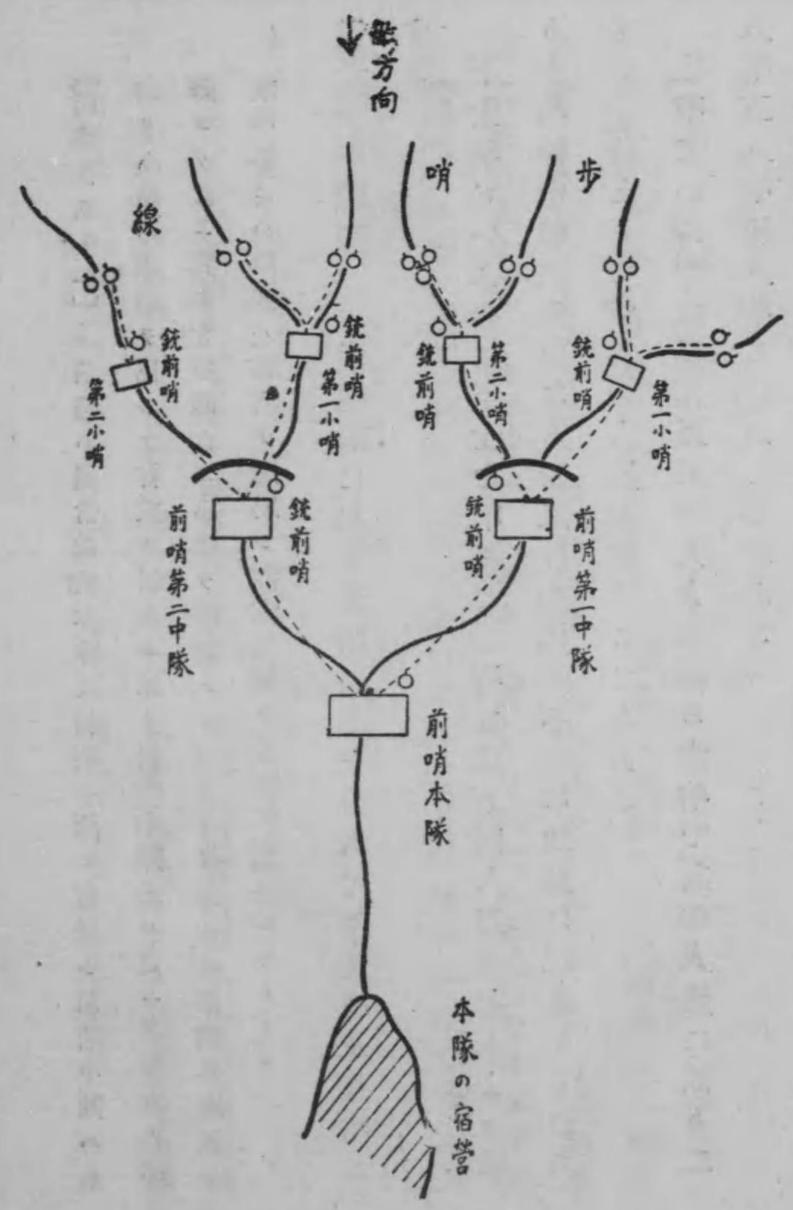
〔陣中要務令第七十〕 駐軍間ニ於ケル警戒ハ通常前哨ヲ以テス其任務ハ敵情ノ搜索及敵ノ奇襲ニ對シテ休止ノ軍隊ヲ掩護シ之ニ戰鬪準備若ハ出發準備ヲ整フルノ時間ヲ與ヘ又我軍ノ情況ヲ掩蔽スルニ在リ

〔同第八十一〕 前哨ハ通常前哨本隊及前哨中隊ニ區分シ前哨中隊ハ小哨ヲ小哨ハ歩哨ヲ出シテ警戒ス情況ニ依リ前哨本隊或ハ更ニ其後方ノ部隊ヨリ直ニ其前方及側方ニ小哨ヲ配置スルコトアリ而シテ前哨本隊及前哨中隊ニハ所要ノ騎兵ヲ配屬シ搜索及傳令勤務ニ充ツルモノトス

歩哨の種類

〔歩哨の種類〕 歩哨線に在る歩哨は之を分ちて下士哨及複哨とする。

下士哨といふのは下士を哨長とし、哨長以下四人乃至七人より成り歩哨線中特に重要な所又は交代の不便な地點に配置せられるもので、時として尙其の人員を増すこともある。複哨といふのは二人乃至四人より成る歩哨で、其の人員に依り二人哨、三人哨、四人哨といふことがある。



歩哨は亦歩哨線以外にも配置せられる。例へば小哨、前哨中隊、前哨本隊、又自身の警戒の爲配置する歩哨を銃前哨といひ、敵の飛行機の飛來を監視する歩哨を對空監視哨といふ。而して歩哨線以外の歩哨には一人のものがある之を單哨といふ。

(参照) 陣中要務令

- 【第一百八十】 一前哨區ニ用フル歩兵ノ兵力ハ通常一大隊若ハ其以下トズ
- 【同第一百九十七】 前哨本隊ハ前哨ノ豫備ニシテ敵襲ニ際シ前哨中隊ヲ増援シ要スレハ之ヲ收容ス之カ爲通常主要ナル道路ノ近傍ニシテ交通便利ナル地點ニ位置スルモノトス
- 【同第二百二】 前哨中隊ハ主要ナル抵抗線ヲ形成スルモノニシテ敵襲ニ際シ之ヲ拒止スルヲ任トス故ニ別命ナケレハ極力其位置ヲ保持スヘキモ

ノトス

【同第二百三】 前哨中隊ノ數及其配備ハ敵情地形殊ニ道路網ノ形狀ニ從フモノニシテ時トシテ之ニ機關銃歩兵砲砲兵等ヲ配屬セラルルコトアリ
前哨中隊ニハ特別ノ番號ヲ附スルコトナク各々其中隊ノ番號（前哨第何中隊）ヲ稱フルモノトス

【同第二百四】 前哨中隊ハ小哨ニ依リテ警戒スル外時々必要ナル方面ニ斥候巡察ヲ派遣シテ警戒スルモノトス

【同第二百九】 小哨ハ步哨ノ支援及後據タルモノニシテ前哨中隊（若ハ前哨本隊）ノ前方（或ハ側方）要點ニ位置シ警戒ノ爲ニ必要ナル搜索ニ任シ敵襲ニ際シ前哨中隊（若ハ前哨本隊）ヲシテ戰備ヲ整フルノ時間ヲ得シムルモノトス

【同第二百十】 前哨中隊ヨリ出サレタル小哨ハ同中隊内ニ於テ右翼ヨリ

順序ニ番號ヲ附スルモノトス

前哨中隊以外ヨリ出サレタル小哨ハ適宜當該指揮官ヨリ命名セララルルモノトス

小哨ハ其重要ノ度ニ應シ將校又ハ下士ヲ以テ長ト爲シ小隊以下ノ兵力ヲ用フ而シテ之ニ輕機關銃ヲ附スヘキヤ否ヤハ一ニ小哨ニ期待スヘキ抵抗ノ程度ニ依ルモノニシテ特ニ重要ナルニアラサレハ勉メテ之ヲ避クルヲ要ス然レトモ情況之ヲ要スレハ機關銃歩兵砲等ヲモ配屬スルコトアリ

【同第二百十二】 步哨ノ配置法ハ通常一哨所ニ屬スル兵卒（交代兵共）ヲ步哨掛又ハ下士哨長タル下士或ハ上等兵ニ引率セシメテ小哨ノ位置ヨリ各々速ニ豫メ指示シタル地點ニ到ラシメ小哨長ハ逐次各哨所ノ位置ニ到リ步哨掛又ハ下士哨長ニ守則ヲ授ケ且兵卒ニモ聽聞セシム
步哨ノ交代法ハ小哨長之ヲ定ムルモノトス

歩哨ノ配置及交代ノ際其位置ヲ敵ニ察知セラレサルコトニ就テハ特別ノ注意ヲ肝要トス

【同第二百十三】 小哨長ハ地形天候時刻等ノ爲歩哨ヲ配置スヘキ位置ノ指示困難ナルトキ又ハ歩哨ノ數及其位置ヲ初メヨリ概定スル能ハサルトキハ豫想セル配置人員ヲ率井必要ナル方面ヨリ逐次ニ之ヲ配置スヘシ

【同第二百十四】 小哨長ハ歩哨配置ノ間前方ニ斥候ヲ派遣シテ警戒スヘシ而シテ歩哨ノ配置終レハ小哨ハ銃ヲ銃架ニ託シ若ハ又銃シ所要ノ銃前哨ヲ備ヘ以テ小哨直接ノ警戒ニ任セシム

【同第二百十五】 小哨長ハ歩哨ニ充テサル者ヨリ若干ノ斥候及巡察ヲ區分シ尙殘餘ノ者ヲ以テ其他ノ勤務ニ充ツルモノトス而シテ歩哨ノ交代兵中同時ニ交代スヘキ者及各斥候巡察毎ニ又銃シ又ハ同一步哨毎ニ銃ヲ銃架ニ託シ置カシムヘシ

【同第二百十六】 小哨ニ於ケル下士兵卒ハ小哨長ノ命令ニ依リ背囊ヲ卸スヲ得然レトモ常ニ銃劍(彈藥盒共)雜囊及水筒ヲ其身體ニ纏フヘシ

任務ノ爲カ或ハ許可ヲ得ルニアラサレハ一人ト雖小哨ヲ離ルルヲ許サス小哨長ハ下士兵卒休憩ノ比例ヲ平等ナラシムルコトニ注意シ又中隊長ノ定ムル所ニ依リ其一部ヲシテ假眠セシム

【同第二百十七】 小哨長ハ成ル可ク速ニ要圖ヲ以テ其配置(晝夜ニ依リ配置ヲ異ニスルモノハ之ヲ區別シ)ヲ中隊長ニ報告シ且隣接スル小哨ト連絡スヘシ

【同第二百十八】 小哨長ハ歩哨ヨリ報告シ來リタル者ニシテ我軍ニ屬スルコト判然疑ヒナシト認定スレハ歩哨線ノ通過ヲ許シ然ラサル者ハ所要ノ護衛兵ヲ附シ直ニ之ヲ前哨中隊ニ送付スヘシ我軍ニ屬スル間諜モ亦然リ而シテ護衛兵ハ決シテ此等ノ者ト談話スヘカラス

歩哨ヨリ軍使ノ來リシコトヲ報告セシトキハ小哨長ハ之ヲ前哨中隊長ニ報告スヘシ

【同第二百十九】 小哨長ハ晝間屢々警戒区域内ヲ巡視シテ地形ヲ認識スルヲ要スルモ夜間ハ其小哨ノ位置ニ在ルヲ要ス而シテ其位置ヲ離ルル際ニハ常ニ自己ノ所在ヲ明ナラシメ置クヘシ

又小哨長ハ敵襲ニ際シテ常ニ必ス小哨ノ戦備ヲ缺カザルヲ以テ責任トナスヘシ

小哨ニ在ル下士以下ニモ亦機會アル毎ニ警戒区域内ノ地形ヲ認識セシメ置クヲ要ス

歩哨の任務

〔歩哨の任務〕 歩哨は最前線に在りて警戒部隊たる前哨の耳目となるもので、矢張り候と同様誠に重大なる任務を有するものである。歩哨の敵情の監視が粗漏であり、或は歩哨が怠慢であつた爲め

全軍が非常に危殆に瀕したといふこともある。又之と反對に歩哨が熱誠其の監視に當つた爲め、全軍の危険を未然に防ぐことが出来たといふ例もある。夫れ故歩哨には古來各種の美談も存するのである。

歩哨の任務は軍隊に於ても斥候と共に重要な勤務とせられ、歩哨が居眠をするとか、故なく哨所を離れる等のことがあると、斥候よりも一層の嚴罰に處せられるのである。

〔歩哨演習の效果〕 歩哨は斯の如き重要な任務に服するものであるから、此の演習を行ふことは非常に精神の修養になるものである。元來歩哨は小哨から相當に離れて殊に夜間暗黒の内に敵に對する勤務に服するものである。従つて自主自立の精神がなければ

歩哨演習の效果

ば其の任務を全うすることが出来ない。又如何なる嚴寒のときと雖一地に佇立して精神を緊張して勤務に服せねばならぬ。従つて堅忍不拔の精神がなければならぬ。又歩哨は夜間に於て最も大切なもので、夜間は視力が通じないから勢ひ耳を働かせ、又各種の徴候から敵情を察知せねばならぬ。従つて注意力判断力を必要とすることも勿論である。以上の次第であるから歩哨の演習は結局自主自立、堅忍敢爲の精神並に注意力、判断力の養成、心膽の鍛練等に少なからぬ効果のあるもので、教練の目的に合致するものである。而して之等の精神は亦世に處しても必要であり、他日軍務に服しても益あることとなるのである。

歩哨の位置

〔歩哨の位置〕 歩哨の位置は小哨を距ること四百米を超えしめ

ないものである。之は交代の便利とか小哨の連絡との關係等より左様にせらるゝものである。

歩哨の位置は成るべく十分なる展望を有し、且上空及敵方に對し遮蔽し得る様にせねばならぬ。之が爲め必要あれば偽裝を爲し、又樹木家屋堆土等を利用し、望遠鏡で監視せしむることもある。

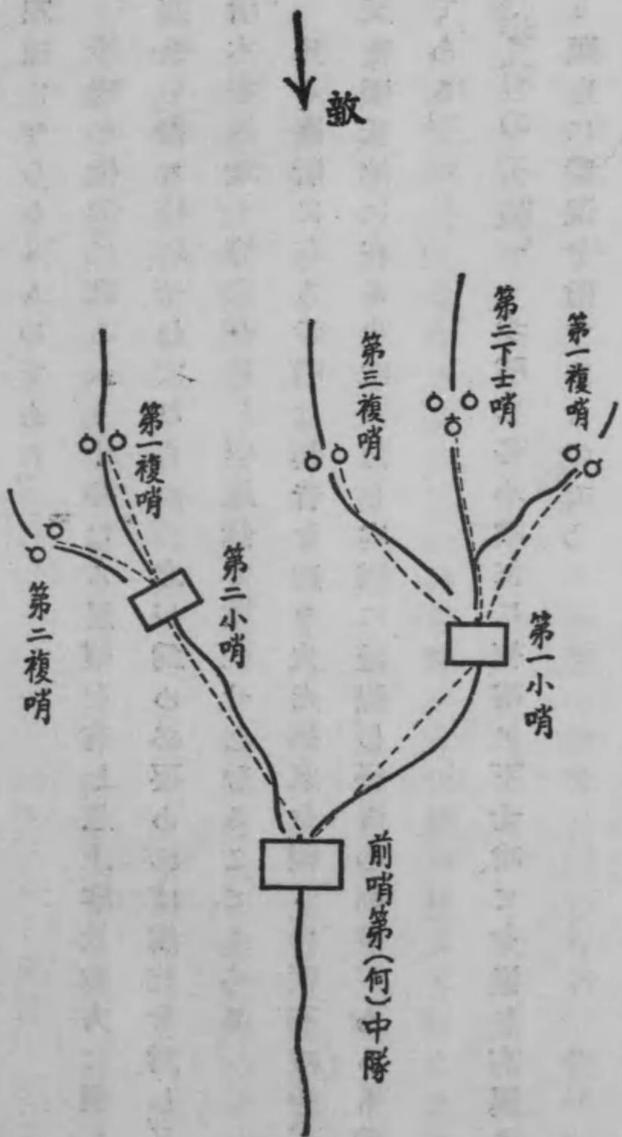
凡そ高所に在る歩哨は響音を聽き火光焰氣を視るに便利である。又夜間低地に在る歩哨は敵を空隙に透視し得るの利益があるものである。

〔歩哨の番號〕 歩哨は各小哨毎に複哨と下士哨とを通じ、右翼より順序に番號を附するものである。

〔歩哨の守則〕 歩哨の守則といふのは、歩哨の任務及び其の守る

歩哨の番

則 歩哨の守



べき規定である。守則には一般守則と特別守則とがある。一般守則といふのは如何なる場合に於ても遵行すべき守則で、特別守則といふのは其の時々状況に應じ、小哨長が與へる守則である。

戰時軍中に於ける歩哨の一般守則の内容は次の通である。

(1) 歩哨は絶えず敵方を監察し、總て疑はしき徴候に深く注意し、若し敵に關し發見せしことあれば其の一人は小哨長に報告せねばならぬ。若し猶豫せば危殆に陥ると認めたときは急劇なる射撃或は信號を以て警報し、且其の一人は速かに小哨に報告すべきものである。而して敵の單獨兵又は數人よりなる斥候の如きは、之を殺すか又は捕獲するを可とす。又特に命せられた場合の外對空監視をしないものである。

(2) 晝間は我が軍の將校、部隊、斥候、巡察及傳令には歩哨線の出入を許すが、其の他の者の通過に關しては凡て小哨長の指示を受くべきものである。而して歩哨の命する所に従はないものがあらば、之を殺すか捕獲すべきものである。

自動車は停止せしめて取調ぶべきである。夜間歩哨に近づく者があらば銃を構へ「誰か」と問ふ。呼ぶこと三回に至るも尙答へないときは直に殺す。其の他凡ての處置は晝間のものに異なることはいない。

(3) 白旗を翻へし遠方より軍使なることを標し來るもの又は降参人は敵として取扱はず、之を歩哨線外に於て敵方に面し停止せしめ小哨長に報告せねばならぬ。此の際無用の談話を避け、特に敵に

欺かれぬ様に注意することが大切である。若し降参人で武器を携帯して居るときは、先づ之を放棄せしめねばならぬ。

(4) 歩哨は喫煙し、或は銃を手から放すことを許されない。又命令あるにあらざれば座臥することも出来ぬ。

(5) 歩哨は我が歩哨線を出發する斥候に其の任務経路及歸來の時刻等の概要を聴き、自己の見聞せし状況を告げ、又歸來する斥候からは其の見聞せし事件を聴き取らねばならぬ。

特別守則は小哨長が與へるもので、次に掲ぐる事項に付き指示するのである。

一 其の歩哨の番號。

二 敵情。

- 三 前方に在る我が部隊及斥候の情況。
- 四 必要なる道路 村落等の名稱。
- 五 特に監視すべき要地。
- 六 隣歩哨の位置番號及之との連絡法。
- 七 小哨竝に中隊の位置及此等の位置に通ずる經路。
- 八 敵襲に際し取るべき處置。
- 九 其の他特に注意すべき事項。

步哨の報告法

〔步哨の報告法〕 步哨が口頭で報告する場合の要領は、斥候の報告に付て述べた所と概ね同様である。

步哨の配置

〔步哨の配置〕 步哨の配置は小哨長の命令に基くもので、步哨の位置等は小哨長が定めるものである。小哨長の定めた位置に就き

下士哨

又複哨を交代する爲め步哨係を設ける。

交代は時間を定めて行ふものである。

複哨の交代は必らず步哨係立會の上之を行ひ新舊兩哨敵方に面し監視を中絶することなく、又敵に暴露せざる如く位置し、舊複哨は新複哨に其の服務中見聞せし事件を傳告し、特に我が軍の斥候で前方に出て居るものあるときは、其の任務經路及歸來の時刻場所等の概要を傳告せねばならぬ。

〔下士哨〕 下士哨は命せられたる哨所に於て通常二名を監視兵として監視に任せしめ、爾餘は其の近傍に遮蔽して位置する。此の監視に任ずる以外の者も皆步哨であるから假令監視に任せずとも心を許してはならぬ。監視兵以外の者の動作に付ては小哨長より特

別守則を以て示されることがある。

(五) 遠 足 (附軍歌)

青年訓練に於ける遠足は軍隊に於ける行軍に相當するものである。

軍隊で行軍といふのは、戦闘場裡以外で軍隊が一地から一地に向ひ行動することをいふので、行軍力の強弱は直に戦闘の勝敗に關係し、行軍は凡ての作戦の基礎を爲すものであると重要視せられて居る。總べて軍人に限らず脚力を強壯にするのは、健康上にも活動上にも極めて必要なことで、今日一般の人々が盛んに競走や登山等を試みるやうになつたのは脚力養成上から云ふも至極結構なことである。

ある。然して健全なる脚力を以て新たなる山川に親しみつゝ、未知の地に赴くといふ様なことは誠に心氣を爽快にし、又炎熱沍寒を冒し、或は長途困苦を忍んで遠足するといふことは堅忍持久の精神修養ともなるものである。

遠足に於ける列中の者の守るべき心得は次の通である。

軍隊に於ては行軍軍紀といふものがある。行軍軍紀とは、行軍間各級幹部及兵卒が嚴守すべき諸法則をいふので、此の諸法則の嚴守せられる軍隊は、即ち行軍軍紀の嚴正なる軍隊といふので、大に重要視せられて居るのであるが、青年訓練に於ける遠足でも亦紀律の正しいことが肝要であるは申す迄もない。併し行軍や遠足は持久力を必要とするから過度の拘束を加ふるは適當でない。夫れで通常

途歩を以て行ふものである。

途歩みちあしの號令があれば、各人は歩法を守ることなく、又歩調を調ふるを要せず姿勢を自由にし、特別の場合の外は談話し、唱歌し（軍隊では喫煙することも許されて居る。又銃の擔ひ方に就ても種々の自由が與へられて居る。）ても宜しいのである。

軍隊は戰時に於ては路上便利なる一側を選び行進するので、若し道路の兩側便利同じきとき、又は他部隊に遭遇したときは、道路の左側を行進するものである。併し青年訓練の遠足に於ては道路に特別の事情なき限り、左側行進の規則に従はねばならぬ。而して列中の者は努めて前後に重なり、道一杯に廣がりて行進したり、前後の重なりが著しく亂れて鱗の様になつて行進する様なことは嚴禁せね

ばならぬ。

各人は恣に服裝を亂すことは禁せねばならぬ。然し行進を容易にする爲め、指揮官は適時に服裝に關する指示をなし、此の指示に依り、服裝を適當に寛にすべきものである。指揮官の指示を待たず、勝手に服裝を亂す如きは紀律ある部隊とは云へない。

列中の者で隊列を離るることを必要とする場合は分隊長以上の幹部の許可を受けねばならぬ。

行軍には足の保護が大切であるが、遠足に於ても亦同様である。足が弱ければ行軍遠足は絶望である。夫れ故靴下や靴の手入をよくし、又脚絆の穿き方に注意し、足を痛めない様にせねばならぬ。靴の釘が出て居つたり、靴下が汚じみ或は皺がよつて居る等は何れ靴

傷の原因となるものである。

休憩間はゆつくり休み、足の手入をなし、必要に應じ靴をぬぎ足を冷す等のことが大切である。行軍には通常一時間に十分乃至十五分又夫れ以上の休憩時間があり、此の休憩時間は通常休憩の際指示するものであるが、遠足に於ても之に準すべきである。

空腹は非常に行軍力を衰へしめるものであるが、遠足に於ても同様である。従つて行軍の朝は勿論晝食等も充分之を取ることが大切である。又前夜に於てはよく安眠せねばならぬ。行軍に於て最も困難と感ずる氣節は炎熱の夏季と近寒の冬季とである。斯様な時季の行軍に於ては指揮官として格別の注意を爲し、落伍者のないやうに注意するものであるが、遠足に於ても亦此の注意が肝要であ

る。

行軍や遠足に於て軍歌を歌ふことは洵に勇壯であり又行軍の疲労も忘れるものである。今日軍歌が稍衰へて居ることは遺憾である。軍歌は忠勇義烈を歌ふたものが最も宜しいと思ふ。歌の新しき古いなどは問題でない。橘中佐廣瀬中佐の歌や「勇敢なる喇叭手」「雪夜の斥候」その他日清日露の戦役に關係あり之を記念すべきものは尠くない。

(六) 夜間の動作

軍隊に於ては陣中勤務は晝間よりも夜間の方を重視せられて居る。晝間と雖固より寸毫も忽せにすることが出来ぬが夜間に於て

はより一層注意せねばならぬ。恰も我々の日常生活でも晝間よりも夜間の方は警戒せられるのと同様である。

方今兵器の進歩と共に夜間に於ける各個部隊の教練を行ひ、夜間の動作に馴れる必要のあることは既に述べた通りであるが、陣中勤務も亦大に夜間に於て行はねばならぬ。夜間に於ける歩哨斥候は何れも單獨又は二三名や四五名で敵前近くで任務につくのであるから、其の膽力を養成し心を細かくばるといふ修養は、夜間の演習に於て殊に大なる價值を有することとなるのである。

青年訓練に於て殊に農村に於ては此の夜間の演習は比較的實施し易いと思ふから大にやるが宜しからう。

夜間と晝間に於ける陣中勤務の要領は、其の根本に於て大差はな

斥候

いが前に述べた通り夜間は通視が出来ないのであるから、殊に耳目を働かし又徴候に深く注意せねばならぬ。尙此の外夜間に於て特に注意すべき二三の點を揚ぐれば左の通である。

〔斥候〕 夜間の斥候は最も靜肅に動作せねばならぬ。之が爲には服装に注意し音響の發せぬ様にする必要がある。又敵前に於ては靜肅行進即ち所謂「忍び足」の歩法で敵に近接せねばならぬ。夜間は道路方位を誤り易いから特に注意を必要とする。地圖を見たり磁石を見る爲火を點せねばならぬといふやうな場合には、火光が敵の方に知れぬやう格段の注意を必要とする。夜間敵の射撃を受け又敵に遭遇しても決して狼狽してはならぬ。沈着して先づ己れの姿をかくし敵を通り過させて後、更に目的に向ひ行動する。若し必

要に應じ敵を捕獲するやうな場合には、不意に敵に飛びかゝりて之を捕へるやうにせねばならぬ。

夜間には潜伏斥候と稱し、敵の來きうな道路の傍に潜伏して敵の大勢が攻撃してくれば警報し、又敵の小斥候を捕獲する事がある。斯様な場合には特に上述の心掛が必要である。

夜間に於ける斥候の行動は、晝間の如く分散することは適當でない。さりごとごちやく／＼にかたまつて行進するのも宜しくない。

斥候長以下前後左右に氣を配り、いざといふ場合に相協力し得るやう適當の隊形を以て行進せねばならぬ。

〔歩哨〕 歩哨も斥候と同様夜間に於ては殊に耳目を働かせねばならぬ。歩哨の一般守則は晝間に於けると其の根本に於て同様であ

歩哨

るが、特に異なる點は、

(1) 銃の持方は晝間に在りては「立銃」「腕に銃」をするのであるが、夜間では擔銃「腕に銃」又は「提銃」を爲し、立銃はしてはならぬ。又銃には銃劍をつける必要がある。

(2) 晝間は「誰れか」といふ問查を要しないが、夜間に於て歩哨に近づくものがあれば「誰れか」と問查するの必要がある事は前に述べた通りである。尙時として夜間の爲暗號(合ひ詞)を定めることがある。此の際は、誰れかと問查の後「何某」と答ふれば、直ちに「暗號」を質して其の眞否を確めるのである。

歩哨は斥候と異なり、一地に靜止するものであるから、眠氣を催すこともあるが、睡眠を爲すが如きことは斷じてあつてはならぬ。

連絡兵及傳令

〔連絡兵及傳令〕 夜間の連絡兵及傳令に就いても其の耳目を活動せしむることは大切である。連絡兵は特に前後の連絡を断たぬやう心掛けねばならぬ。連絡兵の粗忽から前後の部隊が連絡を失した例は往々あるのである。傳令は夜間は進路を誤らぬこと、不意に敵に襲はれないやう又地點を誤らないやう心掛くることが大切である。

露營

〔露營〕 凡そ軍隊が一地に宿泊することを宿營と稱する。

宿營法には舍營と村落露營と露營とがある。舍營といふのは、屋内に宿泊する方法。村落露營とは一部隊の一部が屋内に一部が屋外に宿泊する方法。露營とは屋外の宿泊法である。

露營には、天幕を用ひる場合と否らざる場合とあり、又露營したと

きは、野外炊事を行ふこととなる。露營は勿論休養にはよくはないが、心身の鍛練には誠に効果があり、又野外炊事をして喫食するが如きも中々愉快なるものである。

露營の爲め天幕を用ふることを幕營といひ、臨時に小屋を作りて宿營することを廠營といふ。之等の方法や野外炊事の方法は、書物の上で讀むよりも、材料に應じ、實地に於て其の要領を會得するを遠徑とするが故に茲に之を略する。

第五章 距離測量

距離測量は軍隊に於ては重要な課目の一つである。何となれば距離を迅速且正確に測定しないと射撃しても彈丸を敵に命中せしむることが殆んど不可能で、彈丸を敵に命中せしむることが拙であれば戦鬪に勝つことは出来ないからである。

青年訓練の教練に於て距離測量を一つの教材とせられて居るのは一つには實用にもなり、一つには興味もあり、記憶の推量判断力を練る爲相當効果があるからである。又之に習熟すれば他日入營する場合の如きは大に有益となるであらう。

〔距離測量法の種類〕 距離測量には種々の方法がある。即ち歩

距離測量
法の種類

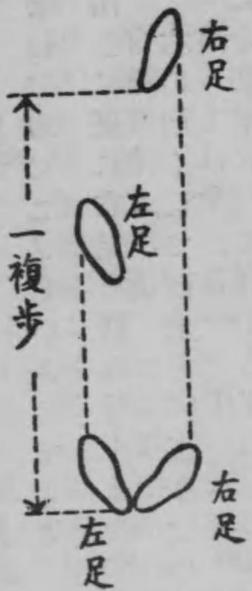
歩測

測、目測、音響測量、器械測量等である。尙地圖や繩等で測る方法もあるが、茲には歩測と目測と音響測量の方法につき説明する。

〔歩測〕 歩測といふのは歩數に依つて距離を測定する方法である。

歩測に依り距離を測量するには先づ自己が自然の歩法で百米の長さは大凡何歩で歩み得るかを自分でよく経験するのである。この何歩で百米を歩むかを經驗習熟する爲には復歩を用ひる。復歩とは二歩のことをいふのである。即ち次の圖の如く左足から歩み出して更に右足を踏み付くまでの長さである。

右の如くして百米を何復歩で歩むことが出来るかを經驗すれば之を基準として、自から歩行しつゝ距離を測ることが出来る。例へ



ばイ點からロ點まで歩測した所が百五復歩あつたと假定する。而して自分は百米を七十復歩で歩むことを得るものとすれば、イ點とロ點との距離は百五十米であるといふことになる。

〔目測〕 目測といふのは一目して自分の居る位置と某點との距離を測定し、又は某點と某點との距離を測定する方法である。

目測には先づ基準の距離を記憶することが大切である。即ち數

目測

回練習して二百米、四百米、六百米の三種類の距離をよく記憶し、印象を充分に腦裡に止めねばならぬ。而して此の基準が腦裡に印象せられたならば、此の基準に比較して、某點との距離に當てはめる様にして測定するのである。此の場合には中央に一點を定めて、後之を二倍して測定距離とするのが通常である。例へば、



右圖に於て自分がハの位置にありて、イの一本松迄の距離を測るに當りては、先づ自分が平素腦裡に印象記憶した基準距離と、イの一

目測及歩測

本松ごの距離に比較して考へて見る。若し丁度中央附近にロの様
な煙突でもあれば、先づ煙突迄の距離を同様の方法で測定し、ロ迄の
距離を求め、次いで之を二倍してイ迄の距離を測定するのである。

目測には他に今一つの方法がある。夫れは一定の距離にある目
標の見え方を記憶し、測量すべき距離にある目標及其の附近に在る
物の見え方に比較して距離を判定するのである。例へば、

二百米、四百米、六百米の三種の距離に於て、人の顔の見え方、手の見
え方、脚袴の見え方等をよく記憶し、之を測定せむとする距離に在る
人の見え方に比較して、其の距離を判定するのである。以上の二方
法は互に併用して、正確に距離を判定することが出来る。

距離目測は土地の形状、目標の位置、天候、氣象、其の地種々の原因に

依り視え様に差異を生ずるものである。即ち、

- (1) 天氣清明なるとき。
 - (2) 測手太陽を背にせるとき。
 - (3) 目標が其の背後の物色の關係に依り鮮明なるとき。
 - (4) 遠隔せる獨立物體、水面、平坦地、波狀地、特に中間の土地を通視し得
ざるとき。
- 等には近く見誤り易く、又、
- (1) 炎熱のとき。
 - (2) 測手太陽に面せるとき。
 - (3) 目標が其の背後の物色の關係に依り鮮明ならざるとき。
 - (4) 曇天、濃霧、曉暮、森林及狹長の土地。

等は遠く見誤り易いものである。

其の他實戰に於ては目標一般に近きに失し、又低き姿勢に在りて目測するときは遠きに失するを常とする。

以上の次第であるから、此等の原因を斟酌して測量の正確を得ねばならぬ。

(参照)

【歩兵射撃教範草案第九十八】 目測法ヲ教フルニハ測點ヨリ諸方向ニ二百四百及六百米ノ距離ニ標兵ヲ出シ諸種ノ動作ヲ爲サシメ各自視ル所ニ從ヒ其地上距離及目標視像ノ記憶セシムヘシ中距離以上ニ在リテモ之ニ準ス

此演習ニ於テ距離ノ遠近ニ從ヒ地上ノ同一長度及目標視像ノ變化スル景

況ヲ教示スヘシ此距離ノ記憶ヲ檢知スル爲ニハ各自ノ目測セル二百米或ハ四百米等ノ距離ニ標兵ヲ位置セシメ或ハ單ニ此距離ヲ地上ニ指示セシメ以テ其適否ヲ檢スヘシ此演習ヲ反復行ヒタル後ハ未知距離目測ニ移ラシム

未知距離目測演習ノ初ニ在リテハ既知距離ニ標兵ヲ置キ目測スヘキ標兵ニ比較シテ目測ヲ容易ナラシメ次テ諸種ノ距離地形及景況ニ於テ各種ノ目標ニ對シ特ニ低キ姿勢ヲ以テ速ニ距離ヲ目測スルコトニ慣レシムヘシ目測演習ノ爲距離測量圖ヲ用フルトキハ每次ノ演習ヲシテ大ニ簡單ナラシムルヲ得ヘシ若此準備ナキトキハ演習實施ノ都度測繩若ハ步測等ヲ以テ距離ヲ實測スルカ或ハ器械ニ依リ又爲シ得レハ地圖ヲ以テ距離ヲ檢知スルヲ要ス

〔音響測量〕

天候平穩の場合に於ては音響は一秒間に三百三十

目測及步測

三米の速度で傳はるものである。従つて三秒間で約千米行くであらう。故に平常から三秒間に一つ二つ三つ……と十迄の數を數へることを練習し置くときは、例へば、射撃の火光を見たとき直に一つと數へ出し、若し七つと數へたとき音が聞へたならば、火光の位置迄七百米あることを知るであらう。

第六章 手旗信號

手旗信號は軍隊に於ける通信法の一つで、赤白の手旗で赤旗を右手に、白旗を左手に持ち、此の旗で通信用の文字を現はして通信するのである。青年訓練教練の一部として手旗信號を教ふるのは、興味を附し心氣を愉快にする側ら、體操の補助ともなす爲で、後に説明する文字の原畫の現示法は、正に旗體操とでもいふべき効果がある。文字の現示の方法は附表の通である。

第七章 軍事講話

(一) 陸軍平時團隊配置及編制大要

〔建軍の本義〕 我が國の陸海軍は 天皇陛下親しく之を統率し給ひ、舉國皆兵である。憲法第十一條に「天皇は陸海軍を統帥す」同第十二條に「天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む」同第二十條に「日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す」と示され、又明治十五年陸海軍に賜はりたる勅諭中に「夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらす」と宣はれしは實に建國の本義と軍隊統率の大本を明かにし給うたものである。

建軍の本義

軍隊は國民皆兵の主義に則り、徴兵として徴集せられたる兵員と獻身義勇の大節に基き志願に依り兵役に服する兵員とを以て組織せられ、兵卒は徴兵を主とし、幹部たる將校下士は何れも志願に依りて軍務に服する。而して軍隊の精銳なる事は古來我が國の誇とする所、又戦闘は軍隊の精銳を絶對の要求とする。之が爲陸軍訓練は、堅實なる軍人精神と、嚴肅なる軍紀の養成を以て主眼とするのである。

管區

〔管區〕 陸軍に於ては内地及樺太を第一乃至第十二・第十四・第十六の十四箇の師營に分ち、國內の警備・兵員の徵募・召集等は、此の管區に従ひ行ふのである。而して師管は通常四箇の聯隊區に分れて居る。但し第六師管に限り五箇の聯隊區に分れて居る。

常備兵力
及團體の
配置

〔常備兵力及團隊の配置〕我が陸軍は近衛及第一乃至第十二師團・第十四師團・第十六師團・第十九師團・第二十師團を以て常備軍の主力とし、尙此の外臺灣・關東州及滿洲に若干の部隊がある。

師管内には各一箇の師團を配置せられる外、東京には特に近衛師團を置かれて、皇居の守護に任せしめ、朝鮮には第十九・第二十二の二箇師團を置かれてある。

各聯隊區には通常一個の歩兵聯隊を配置せられ、重要な地に要塞を設け必要な軍隊が配置せられて居る。

〔軍隊の編制〕平時我が國陸軍の最大單位は師團である。師團は師團長をして統率せしめられる。師團長は天皇陛下に直隸する最高の軍隊指揮官である。

軍隊の編
制

師團は通常歩兵二箇旅團（四箇聯隊）、騎兵一箇聯隊・砲兵一箇聯隊・工兵一箇大隊・輜重兵一箇大隊より成る。（此の外飛行聯隊及尙多數の砲兵聯隊・騎兵聯隊・鐵道聯隊・電信聯隊等を有するものがある。）

歩兵は旅團を以て最大單位とするが、聯隊毎に獨立し、聯隊は軍旗の下に一團結を形成する。

歩兵聯隊は平時、聯隊本部と三箇の大隊及一箇の機關銃中隊より成り、大隊は大隊本部及三箇の中隊より成り、一聯隊は通常一兵營に在る。聯隊の内一大隊を分屯して居る所が若干ある。

騎兵隊は軍旗の下に、多くは聯隊毎に獨立して居るが、中には旅團に編成せられて居るものもある。騎兵聯隊には大隊なく、聯隊は直ちに中隊に區分せられる。

砲兵隊は多くは聯隊毎に獨立して居るが、中には旅團に編成せられ、又は大隊として獨立して居るものもあり、其の部隊の種類にも野砲兵聯隊・山砲兵聯隊・野戰重砲兵聯隊・重砲兵聯隊・高射砲隊・騎砲兵砲隊がある。聯隊に編成せられるものは、更に大隊・中隊に區分せられる。

工兵及輜重兵隊は大隊毎に獨立し、大隊は中隊に區分せられる。飛行隊は聯隊毎に獨立して居る。

何れの兵種の部隊に在りても、中隊は平時は小隊に區分せられず、唯内部に於て數箇の内務部に分割せられる。

(二) 各兵種の職能

兵科部

〔兵科部〕 陸軍には兵科部の別があつて、兵科は之を憲兵・歩兵・騎兵・砲兵・工兵・航空兵・輜重兵の七兵科に分ち、部は之を經理・衛生・獸醫・軍樂の四部に分つ。兵科部は更に兵種に分れ、歩兵科には歩兵・戰車兵あり。砲兵科には野砲兵・山砲兵・野戰重砲兵・重砲兵・騎砲兵・高射砲兵あり。工兵科には工兵・鐵道兵・電信兵あり。航空兵科には飛行兵・氣球兵あり。輜重兵科には輜重兵・輜重輸卒あり。衛生部には看護卒・磨工卒・補助看護卒がある。以上述べた兵科部以外の兵科部に従つて例へば騎兵科の兵種を云へば騎兵だけである。在りては、兵種に分れて居ない。

歩・騎・砲・工・航空・輜重兵科は戰鬪を本務とし、就中歩兵を以て軍の主兵とし、歩兵科以外を特科と通稱する。而して戰鬪は諸兵種が協同一致して、各其の固有の戰鬪能力を發揮するに依りて、初めて好果

歩兵

を納め得るものである。

〔歩兵〕 歩兵は戦闘の主兵として、戦場に於て常に主要の任務を負擔し、戦闘に最終の決を與ふるものである。故に他兵種の協同動作は、歩兵を以て其の任務を達せしむるを主眼として行はれるを通則とする。

歩兵の本領は、地形及時期の如何を問はず、戦闘を實行し得るに在る。故に歩兵はたとひ他兵種の協同を缺く事あるも、自らよく戦闘を準備し且つ遂行し得ねばならぬ。

歩兵の有する主要兵器は、小銃・輕機關銃・機關銃・歩兵砲・銃劍等である。歩兵戦闘の主眼は射撃を以て敵を制壓し、突撃を以て敵を破碎するに在る。而して射撃は歩兵の戦闘經過の大部分を占め、歩兵

の爲重要な戦闘手段で、突撃は戦闘に最終の決を與ふるものである。

戦車兵

歩兵科の一兵種に戦車兵がある。戦車兵は戦車(タンク)を以て其の主要兵器とするもので、戦車の最も効力を發揮するは堅固なる敵の陣地を突破して歩兵の攻撃前進を容易ならしむるに在る。

騎兵

〔騎兵〕 騎兵は軍の耳目とも云ふべきもので、戦闘の前後常に最も敵方に近く位置して情報を蒐集し、敵情を搜索し、戦闘に於ける資源を獲得し、又戦闘の終局に際しては猛烈に敵を追撃して戦闘の効果を一層偉大ならしめ、或は果敢なる逆襲を斷行して友軍の戦勢を挽回する事に任ずるものである。

騎兵は騎銃軍刀を以て主要なる兵器とし、又大なる騎兵部隊には

砲兵

機關銃を有し騎砲を配屬せられる。騎兵の本領は快速なる機動性と獨立せる戦闘能力とを以て右に述べたる任務を達成するもので其の戦闘方法は乘馬戦と徒歩戦とである。

〔砲兵〕 砲兵には野砲兵・山砲兵・野戦重砲兵・重砲兵・騎砲兵・高射砲兵の別がある。而して比較的輕快な活動を爲し得る砲兵を野戦砲兵と稱へる。即ち野砲兵・山砲兵・野戦重砲兵・重砲兵等は野戦砲兵である。

砲兵は他兵種特に歩兵と協同して戦闘の目的を達すべきもので戦闘の骨幹を形成して他兵種に行動の自由を與ふるものである。而して野戦砲兵の本領は、輕捷なる運動と威力強大なる射撃とを以て戦闘を實行し、重砲兵は威力極めて強大なる射撃を以て戦闘を實

工兵

行するに在る。従つて重砲兵は要塞の攻防又は堅固なる陣地の攻防には缺くべからざるものである。

騎砲兵は騎兵と行動を共にし、騎兵の行動を容易にし、高射砲兵は敵の航空機を射撃して、我が軍隊其他軍事施設等を掩護するを主要なる任務とする。

〔工兵〕 工兵の本領は作戰經過の全局に亘り、其の特有の技術的能力を發揮して作業を實行して全軍戰捷の途を開くに在る。工兵は狀況に依りては銃を執りて戦闘を遂行し得るものである。而して他兵種と協同して戦闘の目的を達する爲には、或は道路を開き橋梁を架し、攻撃に當りては立脚の據點を作り防禦に當りては陣地の支撐たるべき地點を作り、又近接困難なる敵の堅壘に對しては、地上若

しくは地中より之に近迫し或は敵の構築したる突撃防止の設備を破壊して歩兵の爲に肉薄突撃の自由を與へ、以て戦局の進捗を容易ならしむるものである。

工兵科の兵種には、工兵の外鐵道兵・電信兵がある。鐵道兵は戦線の後方に於ける鐵道の敷設・修繕・運行等に任じ、電信兵は軍の通信に任ずるものである。

航空兵

〔航空兵〕 航空兵は空中戦に任ずる兵種で飛行兵と氣球兵とに區分する。飛行兵は飛行隊に屬し、飛行機の活動に關する地上の勤務に任じ、氣球兵は氣球隊に屬し、氣球の活動に關する勤務に服する。

飛行機には偵察機・戦闘機・爆撃機等の別がある。偵察機は主として敵情を偵察し、戦闘機は空中戦闘に任じ、主として敵機を撃破し

輜重兵

爆撃機は地上の軍隊又は軍事施設等を爆撃する事を任務とする。氣球は之を昇騰せしめ、敵情の偵察又は敵兵の襲撃及観測等に任ずる。

〔輜重兵〕 輜重兵は彈藥糧食等の軍需品の輸送及補給に任じ、以て他の軍隊をして絶えず其の戦闘力を維持せしめ、活動力を保有せしめるものである。

其の他の兵種

〔其の他の兵種〕 憲兵は直接戦闘に參與するものでない。主として軍事警察を掌り、尙一般の司法及行政警察をも掌るものである。が、軍事警察上必要なる場合には戦闘行爲を爲すは勿論である。經理部は陸軍の會計經理給與等の事を掌り、衛生部は兵員の衛生の事を掌り、戦場に於ては軍の後方のみならず戦線の衛生勤務にも服す

衛	生	部	上	上	等	等	看	工	護	卒	卒
軍	樂	部	樂	手	補	一	等	看	工	護	卒
備	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考	考

憲兵には一二等卒なし。經理部獸醫部には兵卒なし。

〔服制〕 陸軍の服制中重要なものは次の通である。

(一) 各兵科部には定色あり、之に依りて其の屬する兵科を標識する即ち憲兵科は黒色、歩兵科は緋色、騎兵科は萌黄色、砲兵科は黄色、工兵科は雋色、航空兵科は淡紺青色(空色)、輜重兵科は藍色、經理部は銀茶色、衛生部は深綠色、獸醫部は紫色、軍樂部は紺青色である。而して定色は、軍衣の襟部に附けられる。

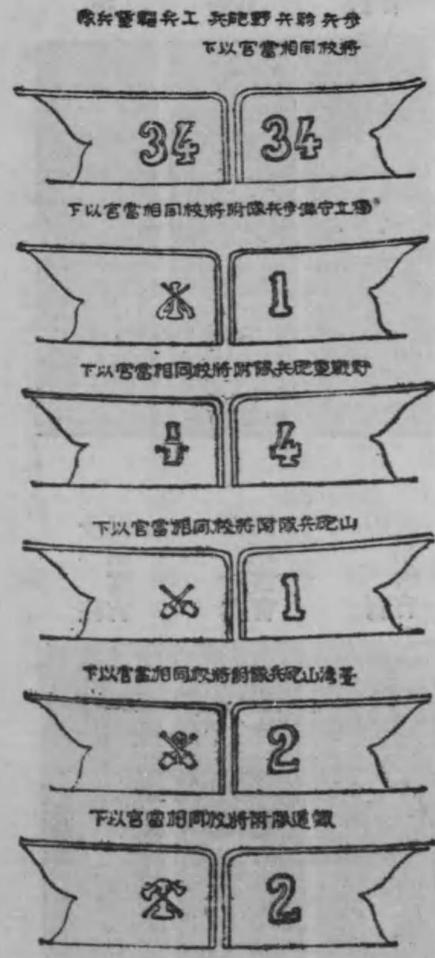
將官は兵科に屬せないから此の定色が無い。

備考
部は
黒色
緋色
及
星
章
は
金
色



(二) 軍人の官等は肩章を以て標識せられる。(右圖参照)

(三) 軍人の所屬部隊の隊號は襟部に附けたる數字に依り標識せられ、尙同一兵科に於ても其の兵種を異にするものは別に徽章を定められる。其の主要なるものは左圖の通りである。



兵營

(四) 軍隊生活

〔兵營〕 兵營は苦樂を共にし死生を同うする軍人の家庭である。

兵營は聯(大)隊本部・各中隊の兵舎・倉庫・工場・浴室・炊事場・醫務室・厩・酒保等の諸建物より成り、設備は總べて質實を旨として居るが、酒

保の如き兵卒の娯樂場もあり、又近時運動競技の勃興と共に、野球・庭球・其の他軍隊教育の本旨と相反せざる諸競技の設備もなすやうになつた。

兵營生活
の要義

〔兵營生活の要義〕 兵營生活の要は起居の間に軍人精神を養成し、軍紀に習熟せしめ、鞏固なる團結を完成するにある。抑も軍隊は國防の第一線に立ちて戰鬪を本務とする機關であるから、兵營生活は此の要求に基きたる特殊の境界ではあるが、併し社會の道義と個人の操守とに至つては、決して軍隊に在るが故に其の趣を異にするものではない。

〔軍隊教育の目的主眼〕 軍隊教育の目的は、軍人及軍隊を訓練して戰鬪の任に當らしめるにある。而して戰鬪の爲に缺くべからざる要素は、堅

實なる軍人精神と、嚴肅なる軍紀であるから、軍隊教育は此の要素を涵養するを以て主眼とするのである。

〔軍隊教育と國民教育の關係〕 軍隊教育は其の目的こそ異なれ、廣義に於ける國民教育の一種であり又一部である。故に軍隊教育と一般國民教育とは、極めて密接なる關係がある。即ち國民教育の素地の上に軍隊教育は行はれ、軍隊教育は國民教育を助長せねばならぬ。軍隊教育は固より戰鬪を本旨とするものであるが、良兵を養成するは、即ち良民を養成する所以であるから所謂良民良兵主義を以て一の方針とせられて居る。

〔軍隊教育の特色〕 軍隊教育は戰鬪を目的とする教育であるから其の方法に於ても特色がある。併しながら勝捷の爲の最大要素は精神力であるから、軍隊教育に於ては、此の精神の陶冶に全力を盡し他の戰鬪技術や體育又は學科の教育などは畢竟精神教育の爲に行はるゝとまで見られる

のである。それ故幹部は指揮官であり父兄であり、又教師でもあれば、兵卒は戦士であり、子弟であり、又生徒でもあるといふ次第である。
 【軍隊の自給自足】 兵營の生活は、或程度まで自給自足である。日々の炊事も、被服の修理も其他軍隊生活上必要な事で軍隊自身が爲し得らる、限りは、兵員相互に分業で之を行ふのである。

入營當初の行事

〔入營當初の行事〕 現役兵又は志願兵として入營すれば直ちに各中隊に分屬せられ、當日身體検査を行はれ異状なき者は茲に入營が確定する。入營が確定し初めて軍人と云ふ身分になれば、宣誓式が行はれる。宣誓式とは讀法を讀み聞かされ、其の條々に違背せざる事を誓ふ式である。讀法とは七ヶ條より成る誓文で、此の宣誓は

決して之を拒む事は出来ない。

宣誓式後 入營より二三日の後 聯隊では入隊式が行はれ、聯隊全員整列の上、軍旗の前に聯隊長は、勅諭を捧讀し、兵卒一般に其の向ふべき所を訓示せられる。

〔軍旗〕 軍旗は聯隊成立の際 天皇陛下の親授し給ふ所で恰も昔錦旗節刀を授け給はりたる如く、之により陛下親しく軍隊を統率し給ふ所以を明かにせられるのである。故に聯隊の神髓として、聯隊は此の軍旗の下に一致團結する。而して軍旗親授の際は、左の如き勅語を賜はる。

勅語

歩兵(騎兵) 第何聯隊ノ爲軍旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ

軍旗

益々威武ヲ宣揚シ我帝國を保護セヨ
之に對し、聯隊長は次の如く奉答する。

敬テ

明勅ヲ奉ス臣等死力ヲ竭シ誓テ國家ヲ保護セン

明治三十年以前に賜はりたる軍旗親授の勅語は、多少御詞が異つて居るが、御趣旨は同一である。

聯隊が軍旗の下に行動するは、陛下の御馬前に於て忠勤を勵むに異ならず、苟くも軍旗の翻る處、聯隊長以下身命を抛ちて、衆心一致之を擁護し、皇威を宣揚し國家保護の任を全うせんとするのである。

軍旗は歩兵及騎兵の聯隊に賜はるもので、砲兵聯隊は其の火砲を以て神髓とする。

軍人精神

軍旗は御親授せられ、且つ幾多の戦役に、同胞先輩が此の軍旗の下に身命を抛ちて國家保護の重任を果したるものであるから、國民も亦之れに對し衷心敬意を表すべきものである。

〔軍人精神〕 先帝陛下が陸海軍人に賜はりたる勅諭の中に、軍人の精神修養として、忠節・禮儀・武勇・信義・質素の徳を涵養すべき五ヶ條を諭し給ひ、且つ「抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれば何事も成るものぞかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり」と宣はせ給うた。軍人精神とは此の五ヶ條の徳を遵守すべき誠心を云ふのである。軍隊に於ける一切の教育は皆此の精神修養に歸する。實

に軍人精神は戦捷の最大要素で、如何に兵器器材が進歩するも、之を使用する軍人に此の精神が缺けたならば、戦捷は望むべくもない。戦争最後の決は精神力にある事は、日露戦争は云ふに及ばず、最近の歐洲戦争に於ても明かに證據立てられた所である。

軍人の精神として修養すべき 勅諭の五ヶ條は、單に軍人のみならず、一般國民の齊しく遵守すべき道德である。殊に國民皆兵たる我が國に於ては、皆此の勅旨の存する所を體して諸共に其の修養を心掛け有事の日に義勇公に奉ずる覺悟が必要である。

〔軍紀〕 軍隊は其の長を腦髓とし、部下を體軀とせる一有機體の如く活動するに非ざれば、其の本務を全うする事が出来ない。而して軍隊をして健全なる有機體の如く活動せしむる爲に最も必要なる

軍紀

は衆心の一致である。

軍紀とは、軍隊が衆心一致、恰も一體の如く活動する爲に必要なる軍隊の規律を云ふのである。

軍紀は、軍隊成立の大本で、亦軍隊の命脈である。故に軍隊は常に軍紀を振作するを必要とする。時と所とを論せず上下齊しく紀律を嚴守し、熱誠以て軍務に努力し命令の必ず行はるゝは、即ち軍紀振作の實證である。軍紀の振作せざる軍隊は、人に譬ふれば不具なる體軀と同様である。従つて兵營生活の要義は軍紀の習熟と、軍人精神の修養とに歸するのである。

〔服従其他上下の關係〕 右に述べた陸海軍人に賜りたる勅諭に、次の如く御諭しになつて居る。

服従其他
上下の
關係

一 軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とも停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものと下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには雷に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪

人なるへし

右は實に軍隊に於ける上下の關係を律すべき最高軌典である。而して此の服従こそ軍紀を維持する第一の要道である。軍人は此の精神を理解して、一意上官の指揮に従ひ、彈丸兩注の間、よく身命を君國に致す如く訓練されるのである。

軍隊に於ては、上官の命令に對しては絶対に服従し其の當不當を論じ、其の原因理由を質問する事を許されない。何となれば此の如き事を許すならば舉止恰も一體の如く活動せざるべからざる軍隊の本能は全く消失し統一得て望むべからざるが故である。故に不當或は無効なる命令を上官が下したと假定しても、夫れは下した上官が其の責任を負ひ、此の命令を實行した下級者の責任ではないものとせられて居る。斯の如く軍隊

に於ては服従は絶対の要件とせられて居るが、之が爲必しも全然各人の個性を無視するが如き事はない。何事に依らず、苟も軍隊を利益するに足ると信する所は上官を補佐するの至情を以て、進んで之を上官に開陳すべきで、之は各級軍人特に幹部の義務とせられて居る。又自己に對する他人の取扱ひ不定理と考ふる時は、一定の手續を以て上申するの途がある。

敬禮

【敬禮】 軍隊に於ては、上下の間に嚴然たる秩序があり、此の間敬禮を嚴格にするは、禮節を重んじ、上下の地位を尊重し、服従の道を得せしめ、以て軍紀を確立し、秩序を整正ならしむる所以であるから、敬禮を行ふ事も嚴格である。

軍人相互の敬禮は、官等の關係で行ふものであるから、面識の有無に係らず敬禮を行はねばならぬ。又同官同等級に於ては互に先を争ひ敬禮し

敬稱及稱呼

禮の遲る、を以て恥とするのである。

【敬稱及稱呼】 天皇・太皇太后・皇太后・皇后に對し奉りては「陛下」其の他の皇族及王族に對し奉りては「殿下」と云ふ敬稱を用ひるは、軍隊に於ても一般と同様である。

軍隊に於ては、將官及將官相等官に對しては「閣下」上長官以下に對しては「殿」と云ふ敬稱を用ひる。

上官が下級者を呼ぶには、氏と官(職)とを併せ、例へば「何大尉」「何參謀」等と稱し、兵卒の如く官職なき者に對しては「何上等兵」「何」等の如く氏と等級とを併せ稱へ、又氏のみを呼ぶ。

兵卒の心得

〔兵卒の心得〕 兵營生活に於ける兵卒の勤務は多端であるが、其の心得としては、一意専心上官の教訓に従ひ、思想正順にして、よく其

の自分を自覺し、命令規則を嚴守し、演習勤務に勉勵し、常に筋骨を鍛錬し、百折不撓の心を養ひ、以て軍人の本分を完うする事に歸する。斯様の心掛は、軍隊に在りても、學校生活又は一般社會生活に在りても、其の大綱に至りては異なる事はない。

中隊に於けるしつけ

〔中隊に於けるしつけ〕 總べて入營したる兵卒は中隊に於て起居寢食する事となるのであるから、中隊は兵卒の爲には家庭である。尙教育も主として中隊毎に行はれるのであるから、中隊は又兵卒の學校である。故に中隊長は唯中隊の長として、部下を統率するのみならず、中隊に於ては父たり師たるべきもので、其の他の幹部は兵卒の保護者として、母たり兄弟たる親しみを以て、中隊内兵卒の教育に任ずるのである。

中隊の内務班には、班長として下士を附けられて居る。

一家の内に於ても其の起居が整然として、家族が秩序ある生活を爲せる事は美しいものである。兵營に於ける起居は、他の教育と相俟つて、秩序と節制とを尊び、軍人の修養を全うせしめるやう、上官は十分の注意を以て兵卒を指導し、兵卒はよく其の教に従ひ、品性の陶冶公徳心の養成等も皆此の起居の間に行はれる。

軍隊教育科目

〔軍隊教育の科目〕 軍隊教育の科目は、之を術科と學科とに分ける。術科と云ふのは教練・射撃・馬術・體操等即ち戰鬥技術又は體育で、學科とは術科に資すべき智育である。而して此の上に軍隊教育の眼目たる精神教育即ち徳育がある。精神教育は勅諭及勅語を本源として、時と所とを問はず術科教育たると學科教育たるとを問はず、常に之を行はれるのである。

る。

兵營の起居は、起床・點呼・食事・診斷・消燈等總べて隊内齊一に律せられ、是等日課は通常喇叭號音を以て報ずる。多數の者の共に起居する所であるから、特に禮儀を重んじ、勿論放縱なる事は許されないが、軍紀風紀に反せざる限り、なるべく自由にして楽しく起居せしめる趣旨に依つて居る。

祭日・祝日・靖國神社大祭日・陸軍始・陸軍記念日・年末年始・日曜其他特に定められたる休日には、演習を休み休養せしめられ、特別の者を除くの外外出を許される。

陸軍始は一月八日、陸軍記念日は三月十日で、此の兩日は陸軍特有の休日である。

陸軍始は歳首に當りて、大元帥陛下親しく兵を閲し、武を勵まし給ふ御式で、各隊に於ては此の日觀兵式を行はれる。

陸軍記念日は明治三十七八年戦役に於ける陸軍としての戦捷記念日である。即ち我が陸軍は、開戦以來漸次敵を北方に壓迫し、明治三十八年三月には、奉天附近に彼我其の全力を集中して最後の大會戦を行ひ、我が陸軍は、十數日に亘り惡戦苦闘の後、遂に敵を撃破して再び起つ事能はざらしめ、以て同戦役最後の勝敗を決したのである。三月十日は戦況殊に有利なりし日であつたから、陸軍に於ては長く此の日を記念して、後進軍人の修養の資とするのである。此の日は各隊に於ては地方官民と合同して、各種の催を行ふの風が盛んである。實に陸軍記念日は海軍記念日(五月二十七日)と共に、單に陸海軍のみならず、國を賭して戦ひたる日露戦争に於ける國民的記念日と考へねばならぬ。

軍人は外出先に於ても軍紀軍律を重んじ軍人の體面を汚す事なきやう規定を設けられて居る。

〔兵營内に於ける兵卒の勤務〕 兵營内に於ける勤務の重なるものは、風紀衛兵の勤務及當番勤務である。風紀衛兵とは營内の取及警戒に任じ、營門の出入者を監視するもので、之に關する勤務は即ち風紀衛兵勤務である。當番勤務とは傳令其の他の事に關する勤務である。兵卒中上等兵は右に述ぶる勤務の外尙次に説明する週番(日直)勤務にも服する。

週番勤務

【週番勤務】 聯隊長以下各級の幹部が兵營に出勤して居る間は總べての取締は隊長以下各幹部で行ふ事が出来るが、各官退出後に於ては、特別の取締者を設け、取締を行はしめねばならぬ。此の取締の勤務は通常一

兵營内に於ける兵卒勤務

週間交代で、尉官・准士官・下士・上等兵の若干名が之に服し、週番勤務と稱する。時としては一日交代の事があるが、之を軍隊では日直と云ふ。週番、日直共に學校官衛等に於ける宿直に相當するものである。週番勤務者は、軍紀風紀の維持、諸法則の實施如何を警視し、以て營内の取締に任じ、且つ營内に於ける火災盜難の豫防及消防の責に任ずる。

〔兵卒の給與〕 兵卒は總べて現品を以て衣食を支給せられる外、毎旬給料を支給せられる。給料は一二等卒に在りては月額四圓五拾錢、上等兵に在りては、五圓四拾錢(下士勤務を命せられたる上等兵は六圓)である。此の額は僅少のやうではあるが、純然たる小使金で、他の衣食住の事は皆官給であるから、儉約な兵卒は父兄より少しも送金を受くる事なく、尙此の内より貯金するものさへ少くない

兵卒の給與

衛生

のである。

〔衛生〕 軍隊には衛生部員たる軍醫・看護長・看護卒を置かれ、是等の者が主として衛生業務を執るのであるが、幹部も亦此の局に當り兵卒にも衛生を嚴守せしめられる。

兵員に對しては時を定めて身體検査を行ひ、又入營の初種痘を行ひ、尙時を経て腸チフスの豫防注射の如き傳染病の豫防法を講ぜられ、飲食物に就ても嚴重なる検査を行はれる。

軍隊所在地には必ず衛戍病院がある。重症で軍隊内にて治療し難きものが入院治療を受けるのである。

軍隊に於ける患者は、毎日時限を定めて軍醫之を診断し、其の結果症狀重き者は入院せしめられ、入院に至らずとも、中隊に起居せしめ難き者

は休養室に入室して療養せしめ、中隊内に起居せしめて妨なきも練兵を休止せしむるを要する者は練兵休として療養せしめ、入院・入室・練兵休に至らざる輕症の者は治療をなしつゝ、演習勤務に従事せしめられる。

賞典

〔賞典〕 軍隊生活の間に於ける軍人の善行に對しては、特に表彰狀を付與して之を表彰せられ、又在隊間品位方正、勤務勉勵學術技藝に熟達したる若には、除隊の際善行證書を付與せられ、其の他演習勤務等に精勵なる者には精勤章を、射撃の成績優秀なる者には射撃徽章を付與せられ、尙一般の模範となるべき行爲ありし者には褒賞休暇を與へられる。

以上は平常の軍隊生活に於ける賞典であるが、戰時拔群の武功ある時は、金鷄勳章を授與せられ、或は叙勳其の他の榮典に浴するので

刑罰及懲罰

ある。

「刑罰及懲罰」 軍紀を厳正にし秩序を整正にするには軍隊の成立と相容れざる犯行を嚴重に處罰せねばならぬ。之が爲陸軍刑法を設けられ、軍人として許すべからざる犯行を罰する事とせられて居る。普通刑法の罪を犯したる者に勿論の事である。

軍人の犯行に對する裁判は、軍法會議に於て行はれる。

陸軍軍人にして其の本分に背き、又は軍事の定則に違ひ、その他軍紀を害し風紀を紊り、其の犯行陸軍刑法の罪に當らざる時は、懲罰令に依りて罰せられる。

懲罰は將校下士卒毎に其の罰目を異にし、兵卒に在りては降等・重營倉・輕營倉とし、降等は等級を一階級降し、重營倉・輕營倉は隊内に設けら

れた營倉に入れるのである。下士に對するの罰目は、免官、重謹慎、輕謹慎、譴責、將校に對する罰目は重謹慎、輕謹慎、譴責である。謹慎は昔の武士の閉門の如きものである。

(五) 兵役の大意

兵役の義務及權利

兵役の目的は軍の建設編制動員のため兵員を供給するに在る。

兵役とは軍隊に屬すると否とを問はず、軍人となりて服すべき軍事勤務をいひ現に此の勤務に服し又は之に服すべき義務を兵役の義務と云ふのである。

憲法第二十條には「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられてあるが、徵兵令は即ち憲法第二十條に所

謂法律である。兵役は實に國防の基調であつて兵役の義務は何物を以てするも代償を許されない最高且つ榮譽の義務であると共に兵役の義務を履行することは自然兵權に參與することになるから兵役は又一面に於て重大且つ貴重なる公權であることを知らねばならぬ。従つて六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者は兵役に服することを許されない。

徴兵検査

兵員徴集の爲には徴兵區、徴兵官を設け、男子にして満二十歳に達した時は何人と雖も徴兵検査を受けねばならぬ。徴兵検査の結果體格に依り甲種、第一乙種、第二乙種、丙種、丁種、戊種に區分せられる。甲乙丙の三種は合格で、丁種は不合格、戊種は翌年廻しである。而して甲乙種に合格した者の中所要の人員は兵種を定め、抽籤の法に依

兵役區分

り、現役兵又は補充兵として徴集せられる。(甲種は主として現役兵乙種は主として補充兵)但し特別の者は抽籤に加へられない。

兵役は之を常備兵役、後備兵役、補充兵役、國民兵役に分ち常備兵役は現役豫備役に、國民兵役は第一國民兵役及第二國民兵役に分ち、帝國臣民なる男子中、滿十七歳以上、滿四十歳迄の者は廢疾不具又は前に述べた刑罰に處せられたる者以外の者は何人と雖も必ず何れかの兵役に服するのである。

兵役年限

陸軍では現役は三年で在營概ね二年の後歸休せしめられる。但し看護卒、磨工卒は在營概ね一年六月、補助看護卒及輜重輸卒は現役は二年四月で補助看護卒は在營概ね三月、輜重輸卒は在營概ね二月である。豫備役は四年四月(補助看護卒及輜重輸卒は五年)で現役

を終つた者が之に服し、後備役は十年とし、豫備役を終りたる者が之に服する。尙補充兵役は十二年四月とし、其の年所要の現役兵員に超過した者の内所要の人員が之に服するのである。

海軍では現役四年（在營三年で多くは歸休せしめられる）豫備役三年、後備役五年、補充兵役一年である。

第一國民兵役は後備役を終りたる者又は召集せられたる補充兵にして其の役を終りたる者之に服し、第二國民兵役は常備後備補充第一國民兵役にあらざる満十七歳以上満四十歳迄の者が之に服するのである。

豫備兵及後備兵は平常に在りては勤務演習に召集せられ又簡閱點呼を受くべき義務がある。

補充兵は現役の補缺に充て又陸軍補充兵は教育の爲百五十日以内に召集せられ此の者は爾後概ね豫備兵と同様の義務を有する。又召集せられざる者も服役の初期四年間は簡閱點呼を受けねばならぬ。

各兵役に在る者は戦時事變に際し召集せらるゝことは云ふ迄もない。

(六) 軍事行動の概念(典令中必要事項)

國家相互の平和は誠に望ましき事ではあるが、戦争を絶滅する事は云ふべくして行はれない。現に世界の平和を目的とする國際聯盟規約の如きに於てすら、尙且つ戦争を豫想し居ると見るべき條文

戦争

戦闘

戦捷の要訣

のある次第である。若し不幸にして戦争が起つた場合には、國民は心ず勝利を得るの決意を爲さねばならぬ。戦敗國の如何に悲惨なものであるかは、古今東西の歴史に徴して明である。國民たるものは常に心して、國防の事は手段方法に至るまで、其の一般を會得し、一旦緩急あれば義勇公に奉ずる勅語の御趣旨に副はねばならぬ。

〔戦争〕 戦争とは武力（兵力）を以てする國家間の争闘を云ふので例へば日露戦争・普佛戦争・歐洲戦争の如き之である。

〔戦闘〕 戦闘とは、戰場に於ける軍隊相互の交戦を云ひ、其の内兩交戦國軍の主力交戦を特に會戦と稱へる。例へば日露戦争に於ける遼陽會戦、奉天會戦と云ふが如きである。

〔戦捷の要訣〕 戦捷の要訣は、有形無形上に於ける各種の戦闘要

素を綜合し、敵に優るの威力を要點に集中して之を發揮せしむるに在る。之が爲には、軍隊は攻撃精神が旺盛で、軍紀は嚴肅協同一致の觀念強く、指揮官及兵卒が優秀で敵に對して機先を制することが最も大切で、尙精銳なる兵器豊富なる軍需品を必要とする。而して是等の要素は、常に戦勝の要素たるのみならず、平和のときに於ても國民として國家を隆盛ならしめ、自己の運命を開拓する爲の修養と相通するものがある事を觀取せねばならぬ。即ち、軍紀協同一致は其の程度こそ異なれ、社會の秩序維持並に共同生活に相通じ、又攻撃精神や先制の理は、國際經濟界に處しても共通するものがある。翻つて考ふるに、軍隊は皆國民を以て編成するものである。國民が軍隊に入る以前より、是等精神的要素を具ふると否とは、軍の精否に關す

る事至大なるものである。

精銳なる兵器豊富なる軍需品を備へるには國內の科學工藝産業の振興することが大切である。

指揮の要訣

〔指揮の要訣〕 指揮の要訣は軍隊を確實に掌握すると共に、下級指揮官に對し、獨斷活用の餘地を與ふるに在る。蓋し軍隊の行動は指揮官の指揮に依りて律せられ、部下の獨斷活用に依り、その全きを期し得るものであるからである。

命令

〔命令〕 指揮の手段は命令である。用兵上に於ける命令は、之を作戰命令と日々命令とに分ける。作戰命令は軍隊の作戰行動を規定するもので、各團隊の稱號を冠し、某師團命令等と稱し、又は軍隊區分に依り、成立したる部隊に名稱を冠し、前哨命令、前衛命令等と稱へる。

連絡

日々命令は陣中に於ける軍隊の内務、人事、人馬の補充等の内直接作戰に關係せざる事項を規定するもので、團隊の稱號を冠し、某師團日々命令等と稱へる。

〔連絡〕 指揮及協同動作を適切ならしむる爲には、上下各其の情況を明にして置く事が必要である。故に各級指揮官は適時其の得たる諸情報を自己の狀態及爾後の企圖と共に上級指揮官に報告し、且つ部下指揮官に通報し、又隸屬の關係なくとも協同して作戰に従事する隣接諸部隊へも通報する事が肝要である。
軍隊に於ては隸屬系統内の上官に對し申報する事を報告と云ひ部下又は隸屬關係なき指揮官相互の通知を通報と稱へる。

〔命令、報告、通報の傳達〕 命令は成るべく印刷又は筆記して之を與へ或は口上若しくは其の他の通信機關に依り下達し、又口達して筆記せし

むる事もある。併し小部隊に在りては多くは口達せらるゝものである。命令、通報の傳達機關としては、傳令使、電話、電信、視號、鳩、傳令犬等で、郵便又は飛行機を利用する事がある。又傳令には徒歩傳令、乗馬傳令其の他自轉車、自動車、自動二輪車等に依る傳令使を用ふる。

動員下令

〔動員下令〕 彼我の國交斷絶するか又は將に斷絶せんとすれば軍隊を平時の態勢より戰時の態勢に移す。之を動員と云ひ、之が勅命を動員令と稱へる。即ち軍隊は在郷兵を召集してその編制を充實し、兵器、器材、被服、糧秣等を之に配給して出師の姿勢を執るのである。即ち日露戰爭に當り、明治三十七年二月十一日宣戰を布告せらるゝに先ち、二月四日御前會議に於て開戰を決せらるゝや、二月五日近衛第二、第十二師團等に動員を令せられた如き之である。

戰團序列
の下令

〔戰團序列の下令〕 動員下令と同時に又は之に次いで戰團序列を令せられ、以て作戰軍の編組を定め、統御、經理及衛生の關係を律せられる。

戰團序列は勅命を以て定められるもので、日露戰爭に於て、近衛第二、第十二師團を基幹として第一軍を編組せられ、其の後他の師團を以て第二、第三、第四軍を編組せられた等は此の一例である。〔軍隊區分〕 戰團序列は勅命を以て定められ、特別の場合を除く外、變更せらるゝものではないが、戰團序列を定められた後作戰上の必要に依り、軍隊を一時的に編組せねばならぬ事が屢々ある。此の一時的の編組を軍隊區分と云ふ。前進に前衛を區分し、退却に後衛を設くるが如き其の例である。

軍隊區分

〔行軍〕 行軍は總べての作戰の基礎を爲すもので、其の計畫の適切、實施の確實なるは萬般の企圖に好果を齎すのである。

戰場に向ふ軍隊が尙敵に遠い場合には旅次行軍を行ひ、敵に近くなれば戰備行軍を行ふのである。旅次行軍とは敵に接觸する虞なき場合、主として軍隊を休養せしめるを旨として行ふ行軍で、戰備行軍とは敵に接觸すべき虞ある場合、戰闘準備を立てて行ふ行軍である。

敵に向つて前進する場合に於ては、前衛を設けて前進し、必要に應じ、側衛をも設ける。

前衛は前衛本隊、前兵に區分し、之に騎兵の主力を附けられた時は前衛騎兵として更に前方に派遣する。



前兵は通常其の警戒を一層確にする爲、尖兵中隊を、尖兵中隊は更に尖兵を出し警戒する。併し小なる部隊では通常尖兵中隊又は尖兵のみを出す事がある。尖兵中隊は通常歩兵一中隊、尖兵は將校の

搜索

ける。前哨は通常前哨本隊及本隊に区分し、前哨本隊は小哨を、小哨は歩哨を出して警戒するを通常とする。

〔搜索〕 搜索は敵情を明にする爲の行動である。之が爲には敵の位置、兵力、行動及施設を探知すると共に、諜報の結果を利用して之を補綴確定する事が必要である。

搜索は航空隊、騎兵、其の他の兵種の任する所であるが、就中航空隊騎兵は其の主たる任務を有する。

戦闘

〔戦闘〕 戦闘一般の目的は敵を壓倒殲滅するに在る。而して之が爲敵と勝敗を決する戦闘を決戦と云ふ。併し時として特殊の目的の爲に決戦を避け時間の餘裕を得んとする戦闘がある、之を持久戦と云ふ。

戦闘は其の方法手段より見る時は、攻撃と防禦とに分ける事が出来る。攻撃とは進んで敵を撃つ戦法で防禦とは陣地に據つて敵の來攻を待ち之を撃つ戦法を云ふのである。而して攻撃中彼我共に攻勢を採り衝突したる戦闘を遭遇戦と云ふ。關ヶ原の戦の如きは遭遇戦である。又軍隊の運動中より發生し、彼我陣地に執著する事なき戦闘を運動戦と云ひ、一方軍が堅固に設備せる陣地に執著する場合に於ける攻防戦を陣地戦と云ふ。

戦闘一般の目的を達すべき唯一の手段は攻撃である。故に指揮官は狀況真に己むを得ざる場合の外は、常に攻撃を決行せねばならぬ。たとひ防禦を爲す場合に於ても、必ず攻撃の動作を併せ行はねばならぬ。日露戦争に於ける我軍の勝利は徹頭徹尾攻撃したる結果である。

〔防禦せる敵に對する攻撃戰鬪の要領〕 既に述べたる如く、軍は集中地より前進を起し、行軍宿營を重ねて、豫想戰場に向ふのであるが、此の間敵情を搜索し、敵の襲撃に對して警戒しつゝ、前進する。而して敵陣地前に到着した時は、前衛は前方に陣地を占領して敵情を搜索し、地形を偵察して本隊の開進を掩護する。開進とは縦長の隊形に在る軍隊を集結することを云ふ。

高級指揮官全部の長たる指揮官を云ふ。は直ちに所要の隊長を従へて前衛司令官の許に急行し、敵情地形を偵察し、攻撃に關する部署を定める。

攻撃の部署を定める上に最も大切なるは、如何なる方面に主力を用ひ如何なる方向に攻撃を行ふやと云ふ事の決定である、此の主力の向ふ方面を主攻撃方面と云ひ、其の攻撃方向を主攻撃方向と云ふ。主攻撃方向は最も有利とする。

狀況特に地形を判斷して陣地の弱點若しくは敵の爲最も危険なる方向に指向するもので此の選定せる攻撃方面に、優秀なる兵力を用ふるは攻撃部署の要訣である。又攻撃の手段としては敵を包圍する如く攻撃するを最も有利とする。

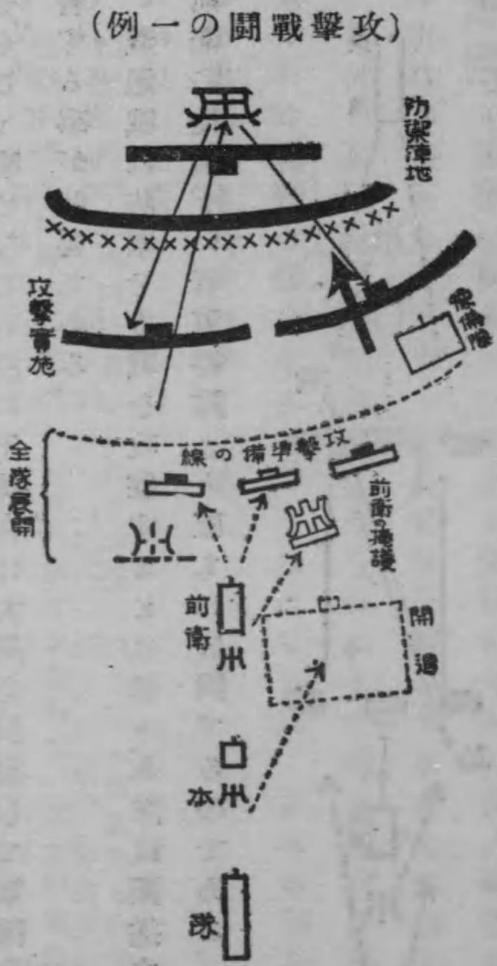
攻撃の爲には兵力を第一線と豫備隊とに區分する。

攻撃部隊が決定すれば、高級指揮官は命令を下して軍隊を攻撃準備の配置に就かしめる。之を展開と云ふ。教練に於ける分隊小隊中隊等一部の戰鬪演習である。展開を終れば各部隊は其の受けたる任務に基き、攻撃の準備を整へた後、高級指揮官の命令を待つて、攻撃前進に移るのである。

之が爲歩兵は前進を起し、一意敵に近接する事を努める。攻撃の要は實に剛健なる意志を以て専心敵に向ひ勇進するに在る。

砲兵は其の特性を發揮し射撃の威力に依り、歩兵と協同し、特に野戰重砲兵は堅固なる敵の掩護物を破壊し或は遠距離射撃を以て戰鬪に良好なる影響を與へ、騎兵は敵情を搜索し、機を誤らす之を報告し、又我が側背を掩護し、敵の側背を脅威し、工兵は所要の作業を實施し、以て歩砲兵の攻撃を容易にし、航空機は敵情の搜索及連絡に任じ、又砲兵に協力して其の射撃を有効ならしめ、且つ戰場の制空に任ずると共に地上戰に参加する等、諸兵種各其の本領を發揮して、敵を撃破すべく奮闘するのである。

歩兵は射撃を以て敵を制壓しつゝ、益々之に肉迫し、他の各兵は各々其の本領に基きて之に協力する。歩兵は全力を盡して奮闘を繼續し、各種兵器を利用し火戰白熱戰を併せ行ひ、愈々敵に近接したる

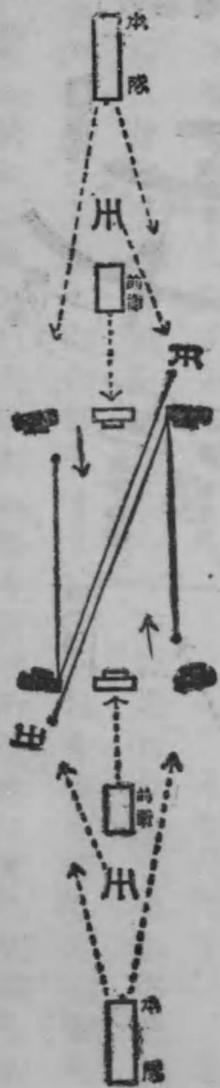


らば銃剣を揮つて突撃し、敵を陣地より撃退し、次いで追撃の第一歩に入るのである。

〔遭遇戰〕 遭遇戰に於ても其の攻撃實行の要領は前述と同様であ

る。唯遭遇戦の特長とする所は、彼我共に攻勢を採るのであるから之に對し先制の利を占むるに非ざれば戦捷を得る事が困難である。従つて敵情地形を綿密に偵察して後處置せんとすれば、遂に敵に制せらるゝ事となる。故に指揮官は大局を洞察して、軍隊を敏速に部署する事が肝要である。

遭遇戦は防禦せる戦を攻撃するとは異り、本隊は開進する事なく前衛の掩護下に行軍縦隊より直ちに展開するのである。

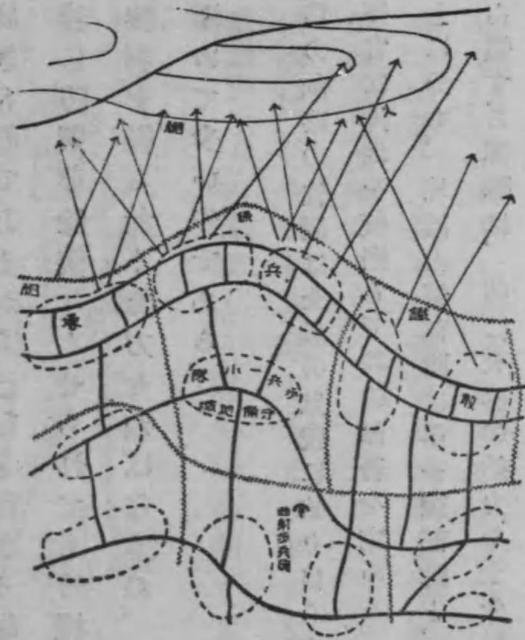


防禦

〔防禦〕 防禦は動もすれば、全く受動の守勢に陥り、動作の自由を失ふに至り易きものであるから、己むを得ざる場合の外採るべき策ではない。若し防禦を餘儀なくせられても時機を得ば決然攻勢に轉じ、決戦的勝利を得る如く努力せねばならぬ。古來防禦を以て成功した例は極めて少いのである。

防禦の爲の概略の位置は全般の状況に依り自ら定まるものである。高級指揮官は陣地を偵察して其の部署を定める。即ち地區占領部隊と總豫備隊とに分ち、地區占領部隊は第一線部隊と、豫備隊とに区分する。陣地を占領する部隊は、特に火器の効力を十分に發揚し得るを肝要とする。之が爲陣地前の地形は開豁にして遠き射界を有するを利とする。陣地は又兵力に適應し、且つ攻勢に轉するに容易なる地帯を有する事が大

(例一の網火)



切である。其の他陣地帯上の地形は部隊の縦深配備に適し、其の翼は敵の包圍に對し安全であれば最も有利である。防禦工事は唯一箇の陣地を最も堅固にすべきもので、通常第一線大隊の陣地を連接せる抵抗地帯と後方部隊に爲の設備及交通設備より成るものである。

抵抗地帯に於ける大隊の工事は、敵砲火の損害を顧慮し、我が指揮を阻害せざるを度とし、小部隊毎に従深且つ横廣に疎開せしむると共に、其の陣地の前方に濃密にして且つ間隙なき火網を構成して、以て敵を殲滅し得る如く設備するを必要とする。火網とは射弾を以て間隙なく前地を掩ひ得る如く正面斜射(所謂十字火)を施し得る如くする義である。

陣地を秘匿する事は極めて大切であるから、陣地の前方には警戒部隊を配置せねばならぬ。敵が攻撃し來る時は、火力を以て十分に

追撃

之を制壓し敵の攻撃頓挫したる時又は敵の過失を發見したる時は直ちに之に乗じて攻勢に轉じ以て敵を撃滅するのである。

〔追撃〕 總べて敵を撃退したる後に於ける一般の狀態は、動もすれば現況に眩惑して半途の成功に甘んじ、往々果敢なる追撃を躊躇し、功を一簣に缺くに至る事が多い。故に敵兵が退走せば直ちに猛烈なる追撃を始め之を窮迫殲滅せねばならぬ。凡そ戦闘後は勝者の疲労も大であるけれど、敗者は更に甚しく其の困憊疲労は極度に達するものであるから、勝者は此の時に於て一意追撃を續行し以て戦闘の効果を全うせねばならぬ。

右の如くであるから、追撃の要領は敵を撃退すれば、其の儘の隊勢で、射撃に次ぐに前進を以てし、戦場内を出来る限り敵を追撃し、又速

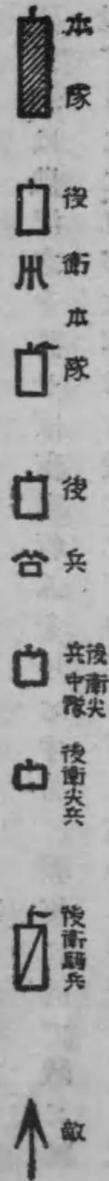
退却

に追撃隊を出し、敵が射撃界を脱し、我れ又戦闘の隊勢の儘での追撃困難となれば、茲に隊勢を改め、速に縦隊となり敵を追撃し、之に追及し、敵を捉へて殲滅するを要する。

〔退却〕 不幸にして戦闘敗るゝか、又は敗れざるも、殊特の任務を有する場合には、退却を行はねばならぬ事がある。退却の要はよく兵を纏めて、速に敵を離脱するに在る。退却は動もすれば敗走に陥る事があるから、各級の指揮官は、特に部下を掌握する事が肝要である。退却は狀況之を許せば夜間行ふを可とする。戦場に於て敵と離脱するには、先づ收容隊を設け、之が掩護の下に集合し出發する。敵と離脱すれば、後衛を設けて退却するのである。

後衛は後衛本隊と後兵とに區分し、後兵は更に敵方に後衛尖兵中

隊、後衛尖兵を設け、恰も前進行に於ける前衛の逆の行動をするのである。



補給衛生

〔補給衛生〕 作戰行動間に於ては兵員及馬匹に糧秣を供給せねばならぬが、此の人馬の給養糧秣を供給する事軍隊の携行せる糧秣各自携行するもの及大行李並に輜重に積載するもの倉庫の糧秣若しくは部隊直接に購買徴發せる糧秣に依り、又稀に含主の供給する糧秣に依るのである。

彈藥、糧秣、其の他の軍需品の補給の爲にも、それ〴〵機關がある。輜重及兵站は其の主なるものである。

輜重は軍の直後に行動する補給機關で、其の後方には兵站を設け軍に對する補給、其の他の業務に服するのである。

戰鬪間生ずる負傷者は、戰線の後方に、衛生隊によつて開設せられる繙帶所に收容せられ、次いで野戰病院に送られ、其の症狀に依り更に後方の病院に還送せられるか、又は戰線に復歸するのである。

(七) 勳章及記章

勳等及勳章

〔勳等及勳章〕 勳等は勳績及功勞ある者を賞する爲に設けられたる階級で、勳章は其の勳績及功勞を表彰する爲に授け給ふものである。

勳等は、大勳位より勳八等に至る九階級である。

〔勳章の種類〕 勳章の種類は左の通りである。

一 大勳位菊花章 偉勳ある者に賜ふ。

大勳位菊花章頸飾

大勳位菊花大綬章

二 旭日章 勳功顯著なる者に給ふ。

勳一等旭日桐花大綬章

勳一等旭日大綬章

勳二等旭日重光章

勳三等旭日中綬章

勳四等旭日小綬章

勳五等雙光旭日章

勳六等單光旭日章

勳七等青色桐葉章

勳八等白色桐葉章

三 瑞寶章 勳功又は積年勳勞ありたる者に賜ふもので勳一等瑞寶章より勳八等瑞寶章に至る。

四 金鷄勳章 武功拔群なる者に賜ふもので功一級金鷄勳章より功七級金鷄勳章に至る。

五 寶冠章 寶冠章は婦人の勳功顯著なる者に賜ふもので勳一等寶冠章より勳八等寶冠章に至る。

〔勳章の褫奪〕 勳章は誠に名譽ある表彰であるから刑罰に觸れ又は素行修まらず帶勳者たるの面目を汚したる者は之を褫奪せら

- 第六條 青年訓練所ニ主事及指導員ヲ置ク
- 第七條 青年訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徵集スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 青年訓練所ハ地方長官之ヲ監督ス
- 第九條 青年訓練所ノ設置廢止、訓練ノ課目其ノ他必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

文部省令第十六號(大正十五年四月二十日)

青年訓練所規程

青年訓練所規程

- 第一條 青年訓練所ノ訓練期間ハ四年トス
- 第二條 青年訓練所ニ入所スル者ハ前年十一月三十日ニ於テ十六歳以上十七歳未滿ノ者トス但シ特別ノ事情アル者ハ十七歳以上ニシテ入所スルコトヲ得

第三條 青年訓練所ノ入所期ハ毎年一月トス但シ特別ノ事情アル者ハ之ヲ中途入所セシムルコトヲ得

第四條 青年訓練所ノ訓練項目中普通學科並職業科ノ科目及其ノ程度ハ高等小學校卒業ノ程度ヲ基準トシ地方ノ情況ニ應シ實際生活ニ適切ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ授クルモノトス

第五條 青年訓練所ノ訓練時間ハ四年ヲ通シテ修身及公民科百時、教練四百時、普通學科二百時、職業科百時ヲ下ラサルモノトス

第六條 市町村、市町村學校組合又ハ町校學校組合ノ區域内ニ於テ青年訓練ヲ授クルコトヲ得ル者概ネ其ノ區域内ノ公立實業補習學校ニ在學シ且地方長官ニ於テ當該實業補習學校ノ課程ヲ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル場合ハ當該實業補習學校ヲ以テ青年訓練所ニ充ソルコトヲ得

第七條 現ニ學校ニ在學スル者若ハ相當ノ學力アリト認メラレタル者又ハ特別ノ事由アル者ニ對シテハ一部ノ訓練項目ヲ課セサルコトヲ得

第八條 現ニ學校ニ在學シ地方長官ニ於テ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムル者ハ之ヲ青年訓練ヲ受クル者ト看做ス

第九條 公立青年訓練所ハ當該市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ區域内ニ居住スル者ヲ入所セシムルヲ常例トス

第十條 公立青年訓練所ハ實業補習學校又ハ小學校ニ併置スルヲ常例トス

第十一條 青年訓練所ノ訓練ハ土地ノ情況ニ應シ適當ナル季節ヲ選ヒテ之ヲ行フコトヲ得

第十二條 私人ハ工場、鑛山、商店等ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ多數ニ使備スル

場合ニ限リ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第十三條 青年訓練所ヲ設置セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ公立青年訓練所ニ在リテハ管理
者ニ於テ、私立青年訓練所ニ在リテハ其ノ設立者ニ於テ地方長官ニ認可ヲ受ケヘシ

一、名稱

二、位置

三、規則

四 青年訓練ヲ受クルモノ、概數

五 開設年月日

六 經費及維持ノ方法

前項第一號乃至第三號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ

第十四條 青年訓練所ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

第十五條 青年訓練所ノ主事ハ所務ヲ掌理シ指導員ハ主事ハ指揮ヲ受ケ訓練ヲ擔當ス

第十六條 公立青年訓練所ノ主事ハ實業補習學校長又ハ小學校長ニ、指導員ハ實業補習學校又

ハ小學校ノ教員、在郷軍人其ノ他適當ト認メタル者ヲ地方長官之ヲ囑託ス

公立青年訓練所ノ主事及指導員ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

私立青年訓練所ノ主事及指導員ハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第十七條 青年訓練所ハ別表ノ様式ニ依リ青年訓練名簿ヲ調製スヘシ

教練教授要綱

第十八條 青年訓練所ハ訓練ヲ受クル者ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ
 第十九條 青年訓練所ハ訓練ヲ受クル者ヲシテ青年訓練手帳ヲ所持セシムヘシ
 青年訓練手帳ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
 第二十條 青年訓練所ハ青年訓練ノ課程ヲ修了シタル者ニ修了證ヲ授與スヘシ

附則

大正十五年ニ限り大正十五年七月一日迄ニ入所シタル者ハ同年一月入所シタルモノト看做ス
 (別表)

氏名	年月日生		原籍	職業
	現居	住所		
入所年月日	入所前		ノ戸主ト關係	
	經歷	學歴		
終了年月日	退所			
中途退所年月日	事由			

考備	出席時間				免除項目			
	計	職業科	普通學科	修身及公民科	職業科	普通學科	修身及公民科	項目
								第一年次
								第二年次
								第三年次
								第四年次
								計

○文部省訓令第十四號

北海道廳 府縣

青年訓練要旨左ノ通定ム地方長官ハ本要旨ニ依據シ青年訓練所ヲシテ更ニ適切ナル課程ヲ作リ以テ訓練ノ實績ヲ收メシムルコトヲ期セラルヘシ

大正十五年五月四日

文部大臣 岡田良平

青年訓練
所要旨

青年訓練所要旨

修身及公民科

修身及公民科ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キテ道德上ノ思想及情操ヲ涵養シ時代ノ趨勢ニ鑑ミテ國民生活ニ必須ナル心得ヲ授ケ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス
修身及公民科ハ特ニ國家的觀念及立憲ノ本義ヲ明徴ナラシメ公民トシテノ責務ヲ完カラシムル

ニ必要ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ

注意

- 一 修身及公民科ヲ授クル際ニハ青年ノ年齡境遇ニ適應セシメ特ニ實際生活ニ適切ナル事件ヲ引用スベシ
- 一 忠良賢哲ノ記念及國民ノ記念スベキ日及教訓ニ資スヘキ事件ノ偶發シタル場合等ニ於テハ之ニ因ミテ適宜教訓スヘシ
- 一 授業ノ際濫ニ時事ヲ批議スル等ノロトナカルヘシ

教練

教練ハ心身ヲ鍛練シ堅忍剛毅ノ精神ト規律ヲ重シシ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス
教練ニ於テハ凡ソ左ノ事項ヲ授クヘシ

各個教練 部隊教練 陣中勤務 旗信號 距離測量 軍事講話等

注意

附 錄

三三三

教練ヲ授クル際ニハ適宜體操ヲ課シ尙競技ヲ加フルコトヲ得

普通學科

普通學科ハ日常ノ必須ノ智識ヲ増進セシムルヲ以テ要旨トス

普通學科ハ國語、數學、歷史、地理、理科等ニ關スル事項ニ就キ適宜之ヲ授クヘシ

注意

一 國語、數學、理科等ニ關スル事項ハ職業ニ適切ナルモノニ留意シテ之ヲ授クヘシ

一 歷史及地理ハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保チ我カ國體及國勢ヲ知ラシメ國民精神ヲ涵

養スルニ必要ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ

職業科

職業科ハ職業ニ關スル智能ヲ授ケ兼テ職業ニ對スル趣味ト勤勞ヲ重ニスル習性トヲ養フヲ以テ

要旨トス

職業科ハ農業、工業、商業等ノ中ニ就キ土地ノ情況ニ適切ナル事項ヲ授クヘシ

注意

一 職業科ニ就テハ能率増進ニ關スル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ

一 職業科ニ於テハ成ルヘク實習ヲ指導シ且見學等ヲ爲サシムヘシ

一、本編は、戦時下の教育行政の現状を明らかにし、その改善を期すことを目的として編纂されたものである。二、本編は、戦時下の教育行政の現状を明らかにし、その改善を期すことを目的として編纂されたものである。三、本編は、戦時下の教育行政の現状を明らかにし、その改善を期すことを目的として編纂されたものである。

大正十五年五月十二日印刷
大正十五年五月十五日發行

教練教授要綱
定價金壹圓貳拾錢

不許
複製

編者 織田小三郎

印發者 東京市牛込區長延寺町六番地 織田小三郎

印刷所 東京市牛込區長延寺町六番地 文英堂印刷所

發行所

東京市牛込區長延寺町六區

織田書店

電話牛込二八七九番
振替東京五〇八一四番

279-5
61

終

